

(注1)「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うものをいう。

(注2)「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものをいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県において、院内助産所等を開設しようとする医療機関の管理者や医師、助産師等を募集するとともに、研修場所や研修内容の調整を行う。

(イ) 研修については、先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる医療機関での研修や、院内助産所等を開設しようとする医療機関等に先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる産科・産婦人科の医師や助産師、医療機関管理者を招聘し実施するものとする。

(ウ) 研修内容については、以下のような研修を実施するものとする。

a 産科・産婦人科医師や助産師等による安全管理や医師と助産師との連携・協働体制の整備のあり方

b その他、アの目的に資するもの

(エ) 研修については、一医療機関からの複数人の参加及び複数の機会でも可能とするなど参加者への配慮を行うこと。

(オ) 研修実施後は、受講者の意見や反応等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以降の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

③ 助産所管理者研修事業

ア 目的

助産所の質の向上を図るため、助産所管理者に対し安全管理や地域連携能力向上などの研修を行い、安全・安心・快適なお産の場の確保を目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 受講対象者は、助産所の管理者及び管理者に準ずる者等とする

(イ) 研修内容については、助産所の事業における安全管理、地域連携能力向上、人材開発、経営管理等の助産所の質の向上のための知識・技能の研修を行うものとする。

(ウ) 研修については、多数の管理者等が受講できるよう期間を分けた開催や複

数回の開催など、受講者への配慮を行うこと。

(エ) 研修実施後は、受講者の意見や研修の効果等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以降の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

④ 潜在助産師復職研修事業

ア 目的

潜在助産師等の再就業の促進を図るため、潜在助産師等に対する再就業に向けた臨床実務研修を行うことにより、助産師の確保に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県は、再就業を希望する潜在助産師等に対して最新の助産に関する知識及び技術を修得させ、職場復帰を容易にするための臨床実務研修を行うものとする。

(イ) 研修の企画・運営に当たっては、受講者のニーズなどを考慮し、参加しやすいものとなるよう配慮すること。

(ウ) 研修実施に当たっては、受講者の離職期間や経験等を考慮し、概ね5日程度とし、複数回開催すること。

(エ) 研修場所については、教育研修が充実した病院、診療所など臨床実務研修に適した場所で行うこと。

(オ) 研修実施後は、再就業状況、受講者の意見や修習した能力等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以降の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

エ 補助条件

都道府県ナースセンター事業における再就業促進に関する研修は、この事業の対象外とする。

⑤ 「院内助産所」「助産師外来」施設・設備整備事業

ア 目的

妊産婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」の開設を促進することを目的とする。

イ 補助対象

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療

機関等」という。)の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備に対して都道府県が補助する事業とする。

(ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。)

5 訪問看護推進事業

(1) 訪問看護推進協議会

ア 目的

この事業は、都道府県、特別区及び市町村単位で「訪問看護推進協議会」(以下「協議会」)を設置し、訪問看護の推進方法等に関する課題を協議するとともに、訪問看護に関する実態調査及び各年度における訪問看護推進事業の企画・調整等を行い、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 運営基準

(ア) 都道府県知事、特別区長及び市町村長は、市町村関係者、都道府県医師会の代表者、都道府県看護協会の代表者及び都道府県訪問看護ステーション連絡協議会等、訪問看護の推進方法等を協議するために必要なメンバーにより構成される協議会を設置するものとする。

(イ) 協議会に事務局(訪問看護推進室)を設ける。協議会の庶務は事務局において処理する。なお事務局には、各個別事業の助言・調整等を行う訪問看護に精通した看護師等を担当者として配置することが望ましい。(委託する場合には、同様の形態とする。)

エ 事業内容

協議会は、訪問看護の推進に向けた協議を行うとともに、以下の事業について実施の企画、進捗状況管理、評価等を行うものとする。

(ア) 訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修、在宅ターミナルケア研修、在宅ターミナルケアアドバイザー派遣、在宅ターミナルケア普及事業、在宅ターミナルケア地域連携会議、訪問看護管理者研修及び高度在宅看護技術実務研修の計画及び実施等に関すること。

(イ) 訪問看護ステーション等に関する総合的相談及び問い合わせに関すること。

(ウ) 訪問看護ステーションと医療機関等との連携を図るための調整に関すること。

(2) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

① 目的

この事業は、訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の看護技術・知識を習得するとともに、入院患者が適切に在宅へ移行するための連携方法について合同研修を行うことにより、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

② 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

③ 事業内容

ア 訪問看護ステーションの看護師の研修

(ア) 実施期間 1回当たり5日(30時間)程度

(イ) 定員 1回当たり原則3人以上

(ウ) 研修の内容

- a 医療機関で行われている最新かつ高度な医療処置・看護ケア研修及び実技研修(集合講習、実技講習等)
- b 地域連携研修(合同研修)

イ 医療機関等の看護師の研修

(ア) 実施期間 1回当たり原則3日程度

(イ) 定員 1回当たり原則3人以上

(ウ) 研修の内容

- a 現地研修(集合講習、現場同行)
- b 地域連携研修(合同研修)

(3) 在宅ターミナルケア研修

ア 目的

この事業は、訪問看護ステーション等の看護師に対する緩和ケアやがん性疼痛看護、家族支援を含む看取りのケアに関する知識と技術を有する看護師等による研修を実施し、在宅ターミナルケアの専門的な技術を習得させることにより、在宅での看取りの推進に寄与することを目的とするものである。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の

達成に必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 実施期間 原則3日程度

(イ) 定員 原則10人程度

(ウ) 研修の内容 薬物療法や精神的なケアを含む緩和ケア、在宅における家族支援を含めた看取りのケアについての講義・技術指導等

(4) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業

ア 目的

この事業は、在宅ターミナルケアを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等に対して、緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等をアドバイザーとして派遣し、現状にあった在宅ターミナルケア等についての助言を行うことにより、在宅での看取りの推進を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等を、アドバイザーとして招聘し派遣する。

(イ) 在宅ターミナルを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等をアドバイザーの派遣対象施設とする。

(5) 在宅ターミナルケア等普及事業

ア 目的

在宅ターミナルケア及び訪問看護の役割を地域に浸透させるため、ケアの利用者と訪問看護ステーション等の提供者が共同して、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム・講演会等の開催や、パンフレット等を発行し、その普及啓発を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) フォーラム等

在宅ターミナルケア等の利用者及び訪問看護ステーション等の提供者が共同し、地域の住民に在宅ターミナルケアについての認識を深められるよう、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム、講演会等を開催する。

(イ) パンフレット発行等

地域住民が在宅ターミナルケア等についての理解を深め、普及啓発を図るため、地域における在宅ターミナルケア等の現状についての情報や、在宅ターミナルケア等の利用者の家族の体験談等を掲載したパンフレットの発行等を定期的に行う。

(6) 在宅ターミナルケア等地域連携会議

ア 目的

地域において、在宅ターミナルケア等の専門的な知識を有する医師、看護師等の指導の下に会議を開催し、医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等の推進に関わる関係機関の連携を図り、疼痛管理プロトコルの作成を行う等、在宅ターミナルケア等の普及を推進する。あわせて、その連携強化を図るとともにそれらの実施状況について他の地域に情報提供する。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 地域において医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等に関わる関係機関が連携を図るための会議の開催。

(イ) 既に連携の取れている場合には疼痛管理プロトコル等により、個別具体的なプロトコル作成等を行う会議の開催。

(ウ) 作成されたプロトコルに基づく訪問看護の実施。

(エ) これらの実施状況について報告書を作成し、他の地域、厚生労働省等に対し情報提供を行う。

(7) 訪問看護管理者研修事業

ア 目的

この事業は、訪問看護ステーションの管理者及び管理者に準ずる者等に対し、情報管理、安全管理、スタッフの能力開発等管理者としての能力を高める研修を

行い、訪問看護ステーションの看護の質の向上を図り、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 受講対象者は、訪問看護ステーション等の管理者及び管理者に準ずる者等とする。
- (イ) 研修内容については、訪問看護事業における情報管理、安全管理、人材管理、能力開発等の訪問看護事業所の質の向上のための知識・技能の研修を行うものとする。
- (ウ) 研修については、多数の管理者等が受講できるよう期間を分けた開催や複数回の開催など、受講者への配慮を行うことが望ましい。

(8) 高度在宅看護技術実務研修事業

ア 目的

この事業は、訪問看護に関心を持ち医療依存度の高い療養者の看護に携わることが希望する潜在看護師や新人看護師等に対し、訪問看護事業所において訪問看護に熟練した看護師とともに、在宅療養者を訪問し、技術の習得を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 受講対象者は、看護師とする。
- (イ) 研修内容については、熟練訪問看護師とともに医療依存度の高い在宅療養者（小児を含む。）を訪問し、在宅特有の高度の在宅看護技術について研修を行うものとする。

(9) 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討

ア 目的

在宅療養の継続を図るためには、在宅療養者の状態に応じた適切な医療・看護

サービスが提供されると共に、家族の介護負担の軽減を支援することが重要である。中でも医療ニーズの高い在宅療養者に対する医療・看護の充実を図ることは喫緊の課題である。

そのため、在宅療養者の多様なニーズに対応できる医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方（以下「多機能サービス」と称する。）について検討を行い、訪問看護の推進を図る。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を関係団体に委託することができる。

ウ 検討会の設置

都道府県に多機能サービスに関する具体的な検討を行うため、市町村関係者、都道府県医師会の代表者、都道府県看護協会の代表者及び訪問看護ステーションの代表者等により構成される検討会を設置するものとする。

エ 検討の内容

- (ア) 多機能サービスの企画、立案及び評価を行うための検討会の開催
- (イ) 多機能サービスの試行
- (ウ) 訪問看護の推進を図る上での現行制度上の課題

(10) 医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業

ア 目的

近年の医学の進歩、医療技術の高度化・専門分化等により、個々の疾病の治癒率が向上し、在宅で療養生活をする者も増えてきている。また、そうした中で、難病やターミナル等、医療依存度の高い在宅療養者も増加してきている。

このような医療依存度の高い在宅療養者の生活の安定を図るためには、看護と介護ニーズを併せ持つ複雑で多様なサービス提供が求められており、訪問看護と訪問介護の一層の連携により個別性に応じた生活支援を行うことが必要となっている。

本事業では、これを踏まえ、訪問看護と訪問介護の一体型サービスの提供を試行的に実施することにより、医療依存度の高い在宅療養者（介護保険対象者を除く）に対する訪問看護・介護サービス提供のあり方を検討することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 検討会の開催

医療依存度の高い在宅療養者に対する、一体型サービス提供方式（訪問看護・訪問介護を一体的に行うサービス（以下「一体型サービス」という）の提供方式）について、次のイ、ウを踏まえ実施効果等の具体的な検討を行うため、都道府県及び市町村の保健医療福祉関係者、都道府県又は郡市医師会、都道府県看護協会、訪問看護ステーション及びヘルパー事業所等の代表者等により構成される検討会を開催する。

(イ) 一体型サービスの試行

訪問看護ステーションにおいて介護福祉士又はホームヘルパーを雇用し、医療依存度の高い在宅療養者（介護保険対象者を除く）に対する一体型サービスを計画するとともに、各々の専門性を活かしながら協同でサービスを試行的に実施する。

(ウ) 一体型サービスの評価

訪問看護ステーションにおいて、下記の事項について、サービスの効率及び効果等の観点から評価を行う。

- a 医療依存度の高い対象者の生活支援等に関する課題
- b 一体型サービスの実施による医療依存度の高い対象者に対するケアの効果等
- c 一体型サービスの実施による訪問看護・訪問介護サービス提供体制への影響及び、訪問看護と訪問介護の協同における課題等

6 看護職員確保対策特別事業

(1) 目的

この事業は、都道府県等が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業内容

都道府県等が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業とする。

(4) 補助対象事業の選定

事業の選定は、次のような条件を勘案して選定する。

- ア 都道府県等において、総合的な看護職員確保対策を必要とする特別事情があること。

イ 都道府県等において、離職防止を始めとする看護職員確保対策に積極的に取り組んでいること。

ウ 当該事業が総合的な看護職員確保対策を有効かつ的確に推進することが期待されると見込まれること。

7 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業

(1) 目的

この事業は、看護職員が出産や育児・介護のほかキャリアアップや自己啓発など個々のライフステージに対応し働き続けることが可能となるような多様な勤務形態の整備を促進し、医療機関において看護職員の離職防止・復職支援を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

① 多様な勤務形態導入研修事業

ア この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

イ 都道府県は、医療機関管理者や看護管理者等に対し、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態に関する啓発や導入するための研修を企画・立案し実施する。なお、研修の内容については、以下の例を参考とする。

〈研修の内容例〉

○多様な勤務形態の啓発に関する研修(基礎編)

- ・看護職員の勤務の現状とその問題点
- ・ワークライフバランス(WLB)の基本的知識
- ・短時間正社員制度をはじめとする各種多様な勤務形態の考え方
- ・人事労務管理の基礎知識
- ・労働基準法等関係法令の基礎知識(診療報酬の算定要件などを含む)
- ・多様な勤務形態の導入に関する好事例

○多様な勤務形態の導入に向けた実践的な研修(実践編)

- ・多様な勤務形態の導入に向けた組織体制に関すること
- ・自施設の現状分析に関すること
- ・具体的な導入方法等に関すること
- ・看護業務のマネジメントの実際に関すること
- ・就業規則等の規定の整備に関すること
- ・多様な勤務形態の運用及び運用後の評価等に関すること

ウ 研修実施後は、参加者の意見等を把握するとともに、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

② 多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業

- ア この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。
- イ 都道府県は、医療機関における短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態の導入を支援するため、次のうち必要な事業を実施する。
 - (ア) 多様な勤務形態の導入や運用に関する相談窓口を開設し、専門の相談員が医療機関からの相談等に対応する。(週1日以上)なお、相談窓口の開設時には、各医療機関に周知すること。
 - (イ) 多様な勤務形態の導入や改善をしようとする医療機関にアドバイザーを派遣する。
 - (ウ) その他多様な勤務形態の導入に係る普及啓発に関すること。

③ 就業環境改善支援事業

- ア この事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院とする。
- イ 看護職員の就業環境の改善を図るため、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態を労働協約又は就業規則等により制度化又は改正することに取り組むこと。
- ウ 短時間正社員制度は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条（所定労働時間の短縮措置）で規定する労働者に限らず、育児、介護やキャリアアップなど就労継続と資質の向上に資する幅広い勤務形態の選択においても利用できる制度とする。
- エ 短時間正社員制度のほかフレックスタイム制度や時差出勤の導入など個々の実情に応じた多様な勤務形態を組み合わせ導入することが望ましい。
- オ 新たな制度の導入及び改正に当たっては、以下を実施すること。
 - (ア) 看護部門だけでなく、事務や他部門の参加と連携を得て、病院組織として導入する体制を整備すること。
 - (イ) 自施設の特徴や職員構成など現状分析及び看護職員のニーズを把握したうえで、看護職員の利用しやすい制度とすること。

8 病院内保育所運営事業

(1) 目的

この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

(2) 補助対象事業

補助対象事業は（４）に掲げる法人等が（１）に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。ただし、財団法人 21 世紀職業財団による「事業所内託児施設助成金、ベビーシッター費用等助成金」等との重複補助は認めない。

（３）補助対象施設

補助対象施設は、医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近隣の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、（６）に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、12 か月運営し、かつ保育料として 1 人当たり平均月額 10,000 円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね 15 日以上である場合には 1 か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

（４）実施主体

この事業の実施主体は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、一般社団法人又は一般財団法人等とする。ただし、（１０）に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。

（５）実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重するものとする。

（６）病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別は以下の表 1 の通りとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、児童数の算定に関しては、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6 か月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

基準項目 種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A 型特例	4 人未満	2 人以上	8 時間以上
A 型	4 人以上	2 人以上	8 時間以上

B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上

表1. 病院内保育施設の種別

(7) 病児等保育

ア 対象児童

(ア) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

(イ) 保育所に通所している児童ではないが、(ア)と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)

イ 対象疾患等

感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

ウ 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

エ 職員配置等

(ア) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

(イ) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(ウ) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

(エ) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

オ 利用事務手続等

(ア) 利用事務手続きについては、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(イ) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行

うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

カ 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

キ その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(8) 緊急一時保育

ア 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学校低学年を含む)。

イ 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、(アにより医療従事者の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

ウ 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

(9) 児童保育

ア 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童(以下、放課後児童という)。

イ 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

ウ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準（昭和二三年厚生省令第六三号）第三八条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

(10) 施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）事業とする。

9 中央ナースセンター事業

(1) 目的

保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

中央ナースセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動を行うこと。

イ 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

ウ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供すること。

エ 二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。

オ 前各号に掲げるもののほか、都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(4) 運営方法

中央ナースセンターの運営に当たっては、事業担当責任者を置き、都道府県ナースセンターと密接な連携を図ることにより円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

10 看護師勤務環境改善施設整備事業

(1) 目的

この事業は、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をすることにより、看護職員の離職防止を図ることを目的と

する。

(2) 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う病院のナースステーション、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

(3) 補助条件

ア 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

11 看護師宿舎施設整備事業

(1) 目的

この事業は、離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備をすることにより、看護職員の定着促進を図ることを目的とする。

(2) 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備するための施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

(3) 補助条件

ア 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

Ⅱ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

1 日本語習得支援事業

(1) 目的

この事業は、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要な日本語能力の習得を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業は、外国人看護師候補者受入施設（厚生労働大臣が認める者とする。）が実施する日本語習得支援事業に対して、都道府県が補助する事業を対象とする。

(3) 事業内容

事業者は、日本語学校等への就学や日本語講師を招聘する等外国人看護師候補者が日本語を習得するために必要な措置を講ずるものとする。

2 就労研修支援事業

(1) 目的

この事業は、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要な研修支援体制を構築することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業は、外国人看護師候補者受入施設（厚生労働大臣が認める者とする。）が実施する就労研修支援事業に対して、都道府県が補助する事業を対象とする。

(3) 事業内容

事業者は、学習方法の指導研修等外国人看護師候補者が国家資格の取得に向けた研修を行うものとする。